

愛媛労働局公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 愛媛労働局

- 1 開催日 令和4年2月1日(火)
- 2 委員の氏名及び役職等
委員長 溝上 達也 大学教授
委員 弘田 貴郎 税理士
委員 安部 真 税理士
- 3 審査対象期間 令和3年7月1日 ~ 令和3年12月31日
- 4 審査契約件数
 - (1) 公共工事
 - ① 競争入札によるもの
 - ・審査対象件数 2 件
 - ・審議件数 2 件
 - うち、低入札価格調査の対象となったもの 1 件
 - ② 随意契約によるもの
 - ・審査対象件数 0 件
 - ・審議件数 0 件
 - (2) 物品・役務等
 - ① 競争入札によるもの
 - ・審査対象件数 3 件
 - ・審議件数 3 件
 - うち、契約金額が500万円以上のもの 0 件
 - うち、参加者が一者しかいないもの 1 件
 - うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件
 - ② 随意契約によるもの
 - ・審査対象件数 0 件
 - ・審議件数 0 件
 - うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0 件
 - うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの 0 件
 - うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0 件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0 件
- 5 審議案件の抽出方法
愛媛労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条等により抽出
- 6 審査結果
不適切等と判断した件数 0 件
結果内容及び措置状況 (具体的な内容を記載するとともに、審議を行った際の手書類も併せて提出すること。)
所見なし

令和3年度第2回愛媛労働局公共調達監視委員会審議概要

日時 令和4年2月1日(火) 13時30分～15時30分

場所 松山若草合同庁舎 6階 第1会議室

1 委員

委員長 溝上 達也 (大学教授)

委員 弘田 貴郎 (税理士)

委員 安部 真 (税理士)

2 審議対象期間及び件数

令和3年7月1日 ～ 令和3年12月31日 5件

3 概要等

別添「公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果」のとおり。

事務局より各審議案件について説明を行い、以下のとおり質疑応答がなされた。

質 疑 応 答

【 1-1 愛媛労災特別介護施設自動火災報知設備更新工事 】

委員	予定価格と落札価格に乖離があることに対して、下請けか元請けかで価格が異なるということだが、なぜ異なるのかももう少し説明をしてほしい。
事務局	今回落札した業者は機器の製造と設置工事を行っているが、通常は工事元の企業から下請けで工事を引き受けることがほとんどのようである。そのため、参考見積の段階では様々な可能性を考慮した結果、下請けを想定したものとなった。
委員	落札業者の参考見積を予定価格としたのか。
事務局	そうである。
委員	参考見積を予定価格とする際は、複数社から参考見積を取った方が良いのではないか。
事務局	今回の案件は予定価格が1千万円を超える工事の為、入札公告の前に本省の公共調達中央委員会の審査を受ける必要があった。そこでも複数社から見積もりを取った方が良いという指摘があったが、取ることが出来なかった。
委員	製造メーカーが限られる特殊な装置である故に複数社から見積もりを取ることができなかったのか。
事務局	火災報知器の本体の交換が主な工事となり、能美防災社製であることを仕様にしたことから1者のみになったと考えている。
委員	製造メーカーを1社に限定した理由はどういったものか。
事務局	今回の工事は設備一式の交換ではなく、一部だったため現在設置している機器のメーカーを指定する必要があった。
委員	工事の予定価格の算定は特に難しいことだと推測されるが、適正な価格かどうか1者参加では判断が難しいのではないか。

事務局 ご指摘の通り、今回設定した予定価格が市場価格と照らし合わせて適正だったか、疑問点ではある。今後は可能な限り複数社から参考見積を取ることにしたい。

【 1-2 愛媛労災特別介護施設ハンディナースクール設備等更新工事 】

委員	この契約においても、1者が参考見積の価格より実際の入札額が低くなっているが、こういったケースはよくあることなのか。
事務局	こういったケースはあり得る。
委員	参考見積の段階で、業者から充分精査された金額を提示されることは難しいのか。
事務局	工事関係は特に過去の実績が少ないため判断材料が少なく、業者から参考見積を取った額を予定価格とせざるを得ない面はある。しかし、今回の2件の工事のように予定価格と入札額に開きがあると、参考見積を予定価格とすることが適正だったかは今後検討する必要はあると考えている。
委員	予定価格を算定するために参考見積を取った業者に対して、入札参加を不可とする必要はないと思うが、結果として今回のように予定価格と落札額に大きな差が生じてしまっていることを考えると、何か対策を取る必要はあるのではないのか。
事務局	ご指摘の通り、参考見積より低い額で工事が可能だったにも関わらず、高く見積もった参考見積から予定価格を設定することで、落札価格が高くなることも想定される。
委員	この入札では、参考見積を取った業者よりも安く入札した業者があったため、より落札価格が下がったということか。
事務局	そうである。今回の工事はナーススクールの周辺機器の更新であるため、本体機器のメーカーとは異なっても接続が可能であれば使用できる。よって当初見積もりを取った以外のメーカーの機器を扱う業者が入札に参加したことで、結果的に安くなったと考えている。

【 3-6 愛媛労働局建築物等点検業務委託契約 】

委員	落札価格が予定価格の3分の1程度となっているが、例えば人件費に関しても3分の1ということ仮定すれば、実際の作業時間や日数と予定価格算定時の想定に差があるのではないのか。作業時間等は仕様で定めていないのか。
事務局	点検項目は仕様で定めているが、詳細な作業時間等は設定していない。
委員	単価が実際とかけ離れているのではないのか。調整率をかけて予定価格を下げたにも関わらず、これだけ差があるのか。
事務局	そうである。ご指摘の通り、予定価格の算定をどうしていくかは、今後も精査する必要があると考えている。
委員	作業完了報告の際に実施時間や人数等は集計していないのか。
事務局	本契約に関しては集計していない。今後は実際に作業に要した時間や日数等について調査するようにしていきたい。

委員	年に一回の点検が義務付けられているのか。
事務局	平成27年度から法律により、一定規模以上の公共施設に関しては年に一回の点検が必要となっている。
委員	毎年行う点検であれば、規模に応じた作業時間等の算定がある程度できるのではないか。
事務局	今年度の点検終了後から報告を受ける際に、調査を行い、来年度以降の予定価格の算定に役立てるようにしたい。